高齢者福祉サービスをご利用ください

平成30年度に実施する高齢者福祉サービスをご案内します。希望される方は事前にお問い合わせください。サービスによっては申請書のほか、調査が必要な場合もあります。

■・問/長寿はつらつ課 ☎463-1921

緊急通報システムの設置

65歳以上のひとり暮らし等の方で、慢性的な心臓疾患等をお持ちの方の自宅に、緊急時にボタンを押すことで消防署に通報できる機器を設置します。 ※設置には固定電話回線が必要です。

対象/心臓疾患や脳疾患等の慢性疾患をお持ちの 65歳以上のひとり暮らし等の方

利用料/無料

配食サービス

65歳以上のひとり暮らし等の方で、みずから食事づくりが困難な方の自宅に、栄養バランスのとれた昼食をお届けするとともに、利用者の安否確認を行います。

対象/食事の支度が困難で、ほかの方から食事の提供を受けられない65歳以上のひとり暮らし等の方

お弁当種類/普通食・きざみ食・おかゆ・糖尿病食等(配食業者により異なります)

利用料/1食当たり600~800円。市からは1食当たり200円を補助します。

補聴器購入費の助成

聴力機能が低下したことで家族等とコミュニケーションを取ることが難しくなっている高齢者を対象に、補聴器を購入した際の費用の一部を補助します。 対象/次のすべての要件に当てはまる方

- 市内在住の65歳以上の方
- 住民税非課税世帯に属する方
- 聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方
- 医師が補聴器の必要性を認める方

補助対象/補聴器

※「集音器」は補助の対象となりません。

補助金額/2万円(限度)1人1回限り

バス・鉄道共通カードの交付

高齢者の外出支援を目的として、バス・鉄道共通 カードを交付します。

対象/平成31年3月31日現在で70歳以上の方 交付方法/引換券等を交付窓口にご持参ください。 ※対象者には後日、引換券または申請書を送付します。

交付窓口/長寿はつらつ課、内間木支所および各出 張所

給付金額/70歳になった方は3,000円分(発行手数料500円を含む)のカードを交付します。また、71歳以上の方は、申請により2,000円(カードへの入金料)を指定□座に振り込みます。

※引換券または申請書が送付されなかった方も申請できますのでお問い合わせください。

乳酸飲料配付サービス

75歳以上のひとり暮らし等の方に、乳酸飲料を 直接手渡し、声かけすることにより安否確認を行い ます。

対象/介護保険のサービスなどを利用していない 75歳以上のひとり暮らし等の方で、市内に子が 在住していない方

利用料/無料 利用回数/平日で週3日以内

はいかい高齢者見守りシールの配付

はいかいの見られる高齢者の早期発見・保護を目的とし、個人を特定する番号を付した靴等に貼付するシールを配付します。

対象/はいかいの見られる高齢者の家族

配付枚数/10足分 利用料/無料

ねたきり老人等手当の支給

病気等により6か月以上ねたきりや、重度の認知症の状態にある在宅の高齢者に、手当を支給します。 対象/65歳以上の方で病気等により6か月以上ねたきりや、重度の認知症の状態にある方

※介護保険施設、養護老人ホーム、障害者更生施設などの施設に入所している方は対象外

支給額/月1万円(4か月ごとにまとめて支給)

紙おむつの支給

在宅でねたきりなどの状態にある方に支給します。 対象/ねたきりもしくは重度の認知症のため失禁状態にある、住民税が非課税の65歳以上の在宅の方 ※生活保護受給者で紙おむつの支給を受けられる方は対象外

利用料/無料

安心見守り連絡カードの配付

ひとり暮らしの高齢者が、自宅において急病また は事故等が発生した場合に、本人の身元情報等を救 急隊員や関係機関に伝達する手段の一つとして配付 します。

対象/

- ①75歳になったひとり暮らしの方 ②65歳以上のひとり暮らしの方で、 次の手帳を所持している方
- 身体障害者手帳1・2級
- 療育手帳A・A
- 精神障害者保健福祉手帳 1 · 2級

※対象者に郵送する申請書を長寿はつらつ課へご提出ください。



平成30年度からの介護保険制度をお知らせします

~第7期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(平成30~32年度)と介護保険制度~

申・問/長寿はつらつ課 ☎463-1952

人生100年時代と言われる昨今、高齢化も進行し続けており、2025年には約5人に1人が要介護認定を受けると推計されています。住み慣れた地域で、笑顔と生きがいを持って意欲的に活躍できる地域社会の実現に向けて、「第7期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(平成30~32年度)を策定し、地域包括ケアシステムを推進していきます。

※この計画は、市ホームページや市内の公共施設等でご覧いただけます。

介護保険のリーフレットを作成しました

介護保険のわかりやすい利用の手引き「みんなのあんしん介護保険」の最新版を作成しました。長寿はつらつ課、 内間木支所、各出張所、公民館、地域包括支援センター等で配布をしています。なお、65歳以上の方がいる世帯 には7月上旬に郵送でお届けします。

◆4月から

介護保険料が変わりました

介護保険は、社会全体で高齢者を支える制度です。 平成30年~32年度の保険料は、第7期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護サービスにかかる費用などから算出した保険料の基準額59,400円(年額)に、所得状況に応じて13段階に設定されます。 詳しくは、7月上旬に個別にお送りする通知書でご確認ください。

共生型サービスの創設

高齢者や65歳以上になった障害福祉サービスの利用者が同じ事業所でサービスを利用できるようにする制度です。

介護医療院の創設

日常的な医学管理が必要な重度介護者の受け入れ、 みとり・ターミナルケアなどの機能と生活施設として の機能を兼ね備えた施設です。

◆8月から

一定以上の所得の方の介護保険サービスの利用者負担 割合が3割になります

本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯にいる65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が次の①、②に該当される方は、サービスを利用した時の負担割合が3割となります。

- ①単身の方の場合は、340万円以上
- ②本人を含め2人以上の場合は、463万円以上 ※65歳未満の第2号被保険者の方は、これまでどおり 1割負担です。

高額医療・高額介護合算制度の算定基準が変わります

70歳以上の方で、課税所得が380万円以上690万円未満の方と、課税所得690万円以上の方は限度額が変更されます。

合計所得金額の控除が、一部変わります

利用者負担割合、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費の算定基準となる合計所得金額については、自宅の買い換えや土地収用等の譲渡所得に関する税法上の特別控除がある場合には、特別控除を控除をした額となります。

◆10月から

福祉用具の適正価格が公表されます

利用者に対して、福祉用具の全国平均貸与価格と利用する福祉用具貸与業者の貸与価格の両方を提示、機能を説明することが義務付けられます。



※6月現在、市に共生型サービス施設、介護医療院はありません。

なるほど!

これからの高齢者福祉と介護保険制 度の説明会に参加しませんか?

これからの自分のこと、家族のこと…。介護保険の 仕組みや高齢者福祉サービスとその利用方法などにつ いて考えてみませんか?どなたでもご参加いただけま す。

時間/午後2時~3時30分(午後1時30分受付開始) 申込方法/7月2日月~開催日の前日に電話または長寿はつらつ課窓口で(先着順)

内容/〈第1部〉第7期計画の概要、保険料など 〈第2部〉介護サービスの利用方法など ※各回の内容は同じ

日程	会場	定員
7月19日(休)	根岸台市民センター [ホール]	50人
7月24日(火)	溝沼市民センター [ホール]	50人
7月26日(休)	宮戸市民センター [ホール]	50人
7月31日(火)	産業文化センター[多目的ホール]	150人
8月2日休	中央公民館・コミュニティセン ター [ホール]	150人